

長野市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成28年4月14日

長野市監査委員	鈴木栄一
同	小澤輝彦
同	近藤満里
同	小林治晴

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成25年度 定期監査(中期・後期) (25監査第5064号) 分

指摘事項		当初措置状況 (26年度)	平成27年度の措置状況	担当課
1重点項目 (1) 収納料金の払込みを 適正に行うべきもの (報告書3ページ)	<p>イ 施設使用料、診療所診療収入及び納付指導員が収納した国民健康保険料について、複数日分をまとめて指定金融機関等へ払込みを行っていた。また、診療収入の未収分を後日収納したが、指定金融機関等への払込みがなされていないものがあった。</p> <p>長野市財務規則では、収納した現金は、速やかに指定金融機関等へ払い込むこととしている。規則に基づき、適正な収納事務をされたい。</p> <p>また、茶臼山公園内移動用施設使用料については、適正な事務執行のため、収納金の取扱いについてのマニュアルやフローの作成を検討されたい。</p>	<p>施設使用料を複数日分まとめて指定金融機関へ払込みを行っていたことについて、職員に対して規則の周知を行うとともに、監督体制を強化し、入金を確認する体制を整えた。</p> <p>また、適正な事務執行のための作業マニュアルを平成26年度中に作成し、職員への周知を図る。</p>	<p>収納した現金は、速やかに指定金融機関へ払い込んでいる。</p> <p>また、適正な事務執行のための作業マニュアルを作成し、職員への周知を図っている。</p>	公園緑地課